

# 支援・助成制度のご案内

(令和元年6月)

## ■ はじめに

女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの推進は、個人の能力の発揮・働き方の改革だけでなく、企業が変化に対応していくための経営戦略としても重要な取組であり、国・県・市でも様々な支援制度を設けています。

この冊子は、みなさまが各種支援制度の全体像を把握できるよう作成しました。自社の取組に合わせ、これらの制度を積極的に活用ください。

なお、制度の利用や問合せ先は、変更になる可能性があります。また、利用の際に一定要件が必要な制度もあります。詳しくは、各ホームページか、以下の問合せ先に確認をお願いします。

## ■ 主な支援制度の分類

スタート	自社のニーズ	ページ	制度活用のヒント
	・自社の状況を把握したい、 他社の取組事例や取組に着手する上でのヒントが欲しい	P1 P2 P14	・「女性の活躍・両立支援総合サイト」「働き方・休み方改善ポータルサイト」により、他社と比較した自社の状況や、他社の事例を知ることができます。また、「福岡県子育て応援宣言企業」のサイトにある「子育て応援宣言企業100選」や「男性の育児参加促進企業の手引き」も、取組を検討するにあたって様々な材料が得られます。
	・きっかけとなるセミナーを実施したい	P2	・「企業向け出前セミナー」では、「ワーク・ライフ・バランスの考え方」「上司のマネジメント(イクボス)」「タイムマネジメント」「従業員の仕事と介護等の両立支援」などをテーマに、希望企業のニーズに応じて講師を派遣し、研修を行います。
	・トップによる宣言をして改革の一步を踏み出したい	P14	・「北九州イクボス同盟」加盟、「福岡県子育て応援宣言企業」「女性の活躍推進福岡県会議自主宣言」などの実施により、Web・冊子等で自社の取組を発信できます。
	・専門家の意見を踏まえ、自社の取組計画を作りたい	P2	「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣事業」「働き方・休み方改善コンサルタント派遣」では、社会保険労務士が必要な情報の提供やアドバイスをを行います。
	・助成金を活用して自社の取組を推進したい	P3 ～ P13	また、厚生労働省(福岡労働局)等では、両立環境の整備・社員の人材育成など様々な助成金制度を設けています。助成金の活用・申請方法については「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣事業」により、社会保険労務士のアドバイスを受けることが可能です。
	成果をPRし、人材確保につなげたい	P15	取組の成果は「北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰」等にチャレンジすることで、更なるPRにつながります。
	取組を浸透させたい	P2	ニーズに応じた「企業向け出前セミナー」に加え「企業等女性管理職セミナー」では管理職としてのスキルアップや企業横断的なネットワークづくりを支援します。
	取組企業間でノウハウやグッドプラクティス・課題を共有したい	P15	「北九州ダイバーシティネットワーク」では、市内取組企業の人事担当者・ダイバーシティ推進担当で定期的に勉強会を開き、組織を超えて情報共有や意見交換を行っています。

## ■ 各種支援制度と問合せ先のご案内



### 1. Webによる自己診断・情報収集

まずは自社のことを現状分析してみませんか？

女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの取組が進んでいない部分は何で、どこから、どのように始めたらよいのか、他社と比較して自社の立ち位置はどの位置なのか等、自社の取組を見える化し、分析できる便利なWebサイトです。

これから取組を始める企業、取組途上にある企業、今後さらなる取組を実施する企業など、取組段階に応じた分析ツールとして、自社のPRの場として、先進事例を知る場としてなど、活用方法は多岐にわたります。

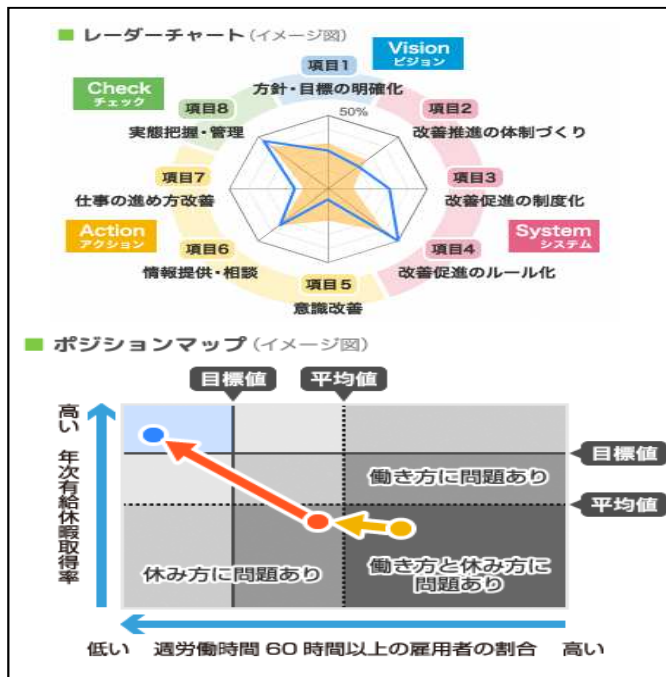
<p><b>1 女性の活躍・両立支援総合サイト</b></p>	<p>&lt;お問合せ先&gt; 厚生労働省 <a href="http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/">http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/</a></p>
<p>(1) ポジティブ・アクション情報ポータルサイト</p> <p>「女性の活躍状況診断」を行うことで、他社と比較した自社の女性社員の活躍状況をレーダーチャートやグラフにより客観的に把握することができます。また、「ポジティブ・アクション応援サイト」では、各企業の取組を具体的に見ることができ、自社の取組も掲載することでPRに活用することが可能です。</p>	
<p>(2) 両立支援総合サイト「両立支援のひろば」</p> <p>「両立診断サイト」では、様々な両立指標に回答することで、自社の両立支援の取組の進展度合いの診断や、他社との比較ができます。診断結果を踏まえた一般事業主行動計画の作成機能もあり、また、企業の取組事例集も掲載しています。</p>	
<p>(3) 女性の活躍推進企業データベース</p> <p>企業における女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースです。採用した労働者に占める女性労働者の割合や管理職に占める女性労働者の割合等の情報が掲載されています。他社の女性活躍の状況が数字で確認できます。</p>	<p><a href="http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/">http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/</a></p>
<p><b>2 働き方・休み方改善ポータルサイト</b></p>	<p>&lt;お問合せ先&gt; 厚生労働省 <a href="http://work-holiday.mhlw.go.jp/">http://work-holiday.mhlw.go.jp/</a></p>
<p>「働き方・休み方改善指標」による簡単な設問に答えることにより、自社の「働き方」「休み方」の現状をポジションマップとレーダーチャートにより見える化します。課題の分析や対策検討のヒントが得られます。また、取組・参考事例検索では、取組企業の業種・規模等による絞り込み検索が可能です。</p>	
<p><b>3 多様な人材活用で輝く企業応援サイト</b></p>	<p>&lt;お問合せ先&gt; 厚生労働省 <a href="http://tayou-jinkatsu.mhlw.go.jp/">http://tayou-jinkatsu.mhlw.go.jp/</a></p>
<p>優秀な人材の確保・定着やモチベーションの向上を図るため、パート・契約社員・派遣社員などの正社員化、処遇改善、人材育成などに取り組む企業の事例を紹介しているサイトです。</p>	
<p><b>4 「働き方改革アクションプラン」策定に関する企業事例集</b></p>	<p>&lt;お問合せ先&gt; (一社)日本経済団体連合会 <a href="http://www.keidanren.or.jp/policy/wlb/actionplan.html">http://www.keidanren.or.jp/policy/wlb/actionplan.html</a></p>
<p>自主行動計画「働き方アクションプラン」を策定している企業の事例を公表しているサイトです。</p>	
<p><b>5 パワハラに関する総合情報サイト あかるい職場応援団</b></p>	<p>&lt;お問合せ先&gt; 厚生労働省 <a href="http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/">http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/</a></p>
<p>悩んでいる方、管理職、人事担当者、それぞれの視点からパワハラ裁判事例や他社の取組などがチェックできるパワハラに関する総合情報サイトです。</p>	

＜各サイトのイメージ(HPより抜粋)＞

両立支援のひろば (トライアル診断)



働き方・休み方改善ポータルサイト



2. アドバイザー派遣

ワーク・ライフ・バランスの推進を検討している(もしくは取組中の)企業に対し、専門家を派遣して、必要な情報の提供や、相談業務を行う制度です。

<p><b>1 北九州市ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣</b></p> <p>ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所等に対しアドバイザー(社会保険労務士)を派遣します(中小企業は4回まで無料)。アドバイス内容は、①これから女性を積極的に採用するため準備しておくこと②結婚・出産・育児期の男性、女性社員が安心して働ける職場③家族の介護があっても男女ともにベテラン社員が辞めない仕組み④働き方改革を実現するためには⑤ハラスメントのトラブルを防止するためには⑥「女性活躍推進法」「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定⑦助成金を活用した自社の女性活躍・WLBの取組の促進。なお、利用には「キタキューかえる宣言」(P14 北九州WLB推進サイト参照)への登録(事後でも可)が必要です。</p>	<p>＜お問合せ先＞</p> <p>北九州市 女性活躍推進課 TEL 093-582-2209 FAX 093-582-2624 <a href="http://wlb-kitakyushu.jp/relation/">http://wlb-kitakyushu.jp/relation/</a></p>
<p><b>2 働き方・休み方改善コンサルタント派遣</b></p> <p>ワーク・ライフ・バランスの各種取組方法(労働時間制度、年次有給休暇取得等)について、専門家(働き方・休み方改善コンサルタント)を派遣し、助言や資料提供を行います(無料)。</p>	<p>＜お問合せ先＞</p> <p>福岡労働局雇用環境・均等部指導課 TEL:092-411-4894 FAX:092-411-4895</p>
<p><b>3 企業向け出前セミナー</b></p> <p>これからワーク・ライフ・バランスに取り組もうとしている、さらに取組を進めようとしている北九州市内の企業・事業所に対し、講師を派遣し、要望に応じたセミナーを無料で行います。テーマとしては「ワーク・ライフ・バランスの基本」「イクボス(上司のマネジメント)」「タイムマネジメント」「生産性向上」「従業員の仕事と介護等の両立支援」などです。</p>	<p>＜お問合せ先＞</p> <p>北九州市 女性活躍推進課 TEL 093-582-2209 FAX 093-582-2624 <a href="http://wlb-kitakyushu.jp/about/wlb/company/seminar.html">http://wlb-kitakyushu.jp/about/wlb/company/seminar.html</a></p>
<p><b>4 企業等女性管理職セミナー</b></p> <p>企業の女性管理職がより広い視野で組織に貢献し、次のステージで活躍するためのスキルや心構えを学びます。さらに、同じ立場で働く女性管理職同士の交流も促進し、お互いに刺激し合う関係を作ります。</p>	<p>＜お問合せ先＞</p> <p>北九州市 女性活躍推進課(ウーマンワークカフェ北九州内) TEL 093-551-0091 FAX 093-551-0093</p>

### 3. 助成金による支援制度

女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの推進を行う際に必要な費用の一部を助成する制度です。

<p><b>1 企業主導型保育事業助成金</b></p> <p>※以下は平成30年度の概要です。令和元年度の新規募集の時期等は未定となっております。詳しくはホームページをご覧ください。</p> <p>従業員のための保育施設を事業所内に新たに設置する事業者に対し、整備費及び運営費の一部を助成します。事業所内保育施設の設置により、働き方に応じた多様な柔軟な保育サービスが提供できます。また、地域の子どもの受け入れを行うこともでき、施設運営の安定や地域貢献を図ることができます。</p> <p>なお、助成を受けるための要件や設置・運営基準、助成額は規模によって異なりますので、詳細は問合せ先にてご確認ください。</p> <p><b>【助成を受けるための主な要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般事業主(子ども・子育て拠出金を負担している事業者)であること</li> <li>・下記①～③のいずれかに該当すること             <ul style="list-style-type: none"> <li>①従業員向けに新たに保育施設を設置する場合</li> <li>②既存施設で新たに定員を増やす場合</li> <li>③既存施設の空き定員を他企業向けに活用する場合</li> </ul> </li> </ul> <p>※この他にも要件があります。</p> <p><b>【助成額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備費:工事費用(改修費及び工事事務費)の3/4相当分を交付 (認可施設と同水準)</li> <li>・運営費:認可施設とほぼ同水準の補助 (各種加算あり(延長・夜間・病児保育加算等))</li> </ul>	<p><b>&lt;お問合せ先&gt;</b></p> <p>●助成の申請手続き等について 公益財団法人児童育成協会 両立支援事業部 TEL 03-5766-3801 FAX 03-5766-3803 <a href="http://www.kigyounaihoiku.jp/">http://www.kigyounaihoiku.jp/</a></p> <p>●企業主導型保育事業全般について 内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)事業第3係 TEL 03-5253-2111 (内線 38349) <a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html">http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html</a></p> 																
<p><b>2 両立支援等助成金</b></p> <p><b>(1) 出生時両立支援コース</b></p> <p>男性が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場づくりに取り組み、男性の育児休業や育児目的休暇の利用者が出た事業主に助成金を支給します。</p> <p>① ② 男性の育休取得</p> <p>男性が子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上(中小企業は連続5日以上)の育児休業を取得すること</p> <p>③ 育児目的休暇の導入・利用</p> <p>子の出生前後に育児や配偶者の出産支援のために取得できる休暇制度を導入し、男性が子の出生前6週間または出生後8週間以内に合計して8日以上(中小企業は5日以上)取得すること</p> <table border="1" data-bbox="134 1742 1026 1989"> <thead> <tr> <th></th> <th>中小企業</th> <th>中小企業以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 1人目の育休取得</td> <td>57万円</td> <td>28.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">② 2人目以降の育休取得</td> <td>5日以上 14.25万円</td> <td>14日以上 14.25万円</td> </tr> <tr> <td>14日以上 23.75万円</td> <td>1ヶ月以上 23.75万円</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月以上 33.25万円</td> <td>2ヶ月以上 33.25万円</td> </tr> <tr> <td>③ 育児目的休暇の導入・利用</td> <td>28.5万円</td> <td>14.25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 要件を満たす育児休業取得者が初めて生じた場合のみ ② 過去に男性の育児休業取得実績がある企業も対象 1事業主当たり1年度10人(支給初年度のみ9人)まで ③ 事業主1回限り</p>		中小企業	中小企業以外	① 1人目の育休取得	57万円	28.5万円	② 2人目以降の育休取得	5日以上 14.25万円	14日以上 14.25万円	14日以上 23.75万円	1ヶ月以上 23.75万円	1ヶ月以上 33.25万円	2ヶ月以上 33.25万円	③ 育児目的休暇の導入・利用	28.5万円	14.25万円	<p><b>&lt;お問合せ先&gt;</b></p> <p>福岡労働局雇用環境・均等部 企画課 TEL 092-411-4717 FAX 092-411-4895 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html</a></p>
	中小企業	中小企業以外															
① 1人目の育休取得	57万円	28.5万円															
② 2人目以降の育休取得	5日以上 14.25万円	14日以上 14.25万円															
	14日以上 23.75万円	1ヶ月以上 23.75万円															
	1ヶ月以上 33.25万円	2ヶ月以上 33.25万円															
③ 育児目的休暇の導入・利用	28.5万円	14.25万円															

## (2) 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン(\*)」を作成し、プランに基づいて介護休業の円滑な取得・職場復帰に取り組んだ、または介護のための柔軟な就労形態の制度(介護両立支援制度)を導入し、利用者がいた中小企業事業主に助成金を支給します。

\* 事業主が作成する、労働者の介護休業の取得及び職場復帰を円滑にするための措置を定めたプラン

以下の取組を行った場合に対象となります。

### ア. 介護休業

#### 【休業取得時】

- (ア) 介護休業の取得、職場復帰について介護支援プランにより支援する措置を実施する旨を、就業規則等で明文化・周知
- (イ) 対象者と面談を実施し、面談結果を記録した上で介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、介護支援プランを作成
- (ウ) 介護支援プランに基づき、業務の引継ぎを実施し、14日以上の介護休業を取得

#### 【職場復帰時】

- (ア) 休業取得時と同一の対象者に対し、その上司又は人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録
- (イ) 対象者を、面談結果を踏まえ、原則として原職に復帰させ、原職等復帰後も引き続き雇用保険の被保険者として3か月以上雇用し、支給申請日においても雇用

### イ. 介護両立支援制度

- (ア) 介護両立支援制度の利用について「介護支援プラン」により支援する措置を実施する旨を、就業規則等で明文化・周知
- (イ) 対象者と面談を実施し、介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、「介護支援プラン」を作成している
- (ウ) 「介護支援プラン」に基づき業務体制の検討を行い、以下のいずれか1つ以上の介護両立支援制度を導入・対象者に利用させ、制度利用終了後も、引き続き雇用保険の被保険者として1か月以上雇用し、支給申請日においても雇用

- ・所定外労働の制限制度
- ・時差出勤制度
- ・深夜業の制限制度
- ・短時間勤務制度
- ・介護のための在宅勤務制度
- ・法を上回る介護休暇制度
- ・介護のためのフレックスタイム制度
- ・介護サービス費用補助制度

介護休業の利用	休業取得時	28.5万円
	職場復帰時	28.5万円
介護制度の利用	28.5万円	

※1企業1年度5人まで支給

## <お問合せ先>

福岡労働局雇用環境・均等部  
企画課

TEL 092-411-4717

FAX 092-411-4895

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)

## (3) 育児休業等支援コース

### ア. 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン(\*)」を作成し、プランに基づいて労働者が育児休業を円滑に取得、職場復帰させた中小企業事業主に助成金を支給します。

\* 事業主が作成する、労働者の育児休業の取得及び職場復帰を円滑にするための措置を定めたプラン

次の(ア)～(キ)の取組が必要です。

## <お問合せ先>

福岡労働局雇用環境・均等部  
企画課

TEL 092-411-4717

FAX 092-411-4895

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01)

**【育休取得時】**

- (ア) 育児休業の取得、職場復帰について「育休復帰支援プラン」により支援する措置を実施する旨を、就業規則等で明文化・周知
- (イ) 対象者と面談を実施し、面談結果を記録した上で育児の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、育休復帰支援プランを作成
- (ウ) 育休復帰支援プランに基づき、対象者の育児休業(産前休業から引き続き産後休業および育児休業を取得する場合は産前休業。産後休業の終了後引き続き育児休業を取得する場合には、産後休業)開始日の前日までにプランに基づいて業務の引継ぎを実施し、3ヶ月以上の育児休業を取得

**【職場復帰時】**

- (オ) 「育休取得時」と同一の対象者の休業中に育休復帰支援プランに基づき、職場の情報・資料の提供を実施
- (カ) 対象者の職場復帰前と職場復帰後に、上司または人事担当者と面談を実施し、面談結果を記録
- (キ) 対象者を、面談結果を踏まえ原則として原職に復帰させ、引き続き雇用保険被保険者として6か月以上間雇用し、支給申請日においても雇用

育休取得時	28.5 万円
職場復帰時	28.5 万円
育休取得者の職場支援の取組をした場合	19 万円加算

※1企業2人まで支給(無期労働者1人、有期労働者1人)

**イ. 代替要員確保時**

育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に助成金を支給します。

次の(ア)～(ウ)の全ての取組が必要です。

- (ア) 育児休業取得者の職場復帰前に、就業規則等に育児休業が終了した労働者を原職等に復帰させる旨を規定
- (イ) 3か月以上の育児休業を取得し事業主が休業期間中の代替要員を新たに確保
- (ウ) 上記規定に基づき原職等に復帰させ、復帰後も引き続き雇用保険の被保険者として6か月以上雇用し、支給申請日においても雇用

支給対象労働者1人当たり	47.5 万円
支給対象労働者が有期契約労働者の場合	9.5 万円加算

※1企業当たり1年度 10 人まで5年間

(くるみん取得企業は、平成 37 年 3 月 31 日までに延べ 50 人まで)

**ウ. 職場復帰後支援**

育休から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者の支援に取り組み、利用者が出た中小企業事業主に助成金を支給します。

次の(ア)(イ)全ての取組が必要です。

- (ア) 育児・介護休業法を上回る子の看護休暇制度または保育サービス費用補助制度を導入
- (イ) 対象の育児休業取得者が1ヶ月以上の育児休業(産後休業を取得した場合は産後休業期間が1ヶ月以上)から復職した後6ヶ月以内に、導入した制度の一定の利用実績

制度導入	28.5 万円
制度利用	A 看護休暇制度 1000 円×時間(上限 200 時間) B 保育サービス費用補助制度 事業主が負担した費用の 2/3(上限 20 万円)

※制度導入のみは申請不可。AまたはBの制度いずれかについて1回のみ。制度利用は3年以内5人まで。

#### (4) 再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤等を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復帰でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、かつ希望する者を採用した事業主に助成金を支給します。

次の(ア)、(イ)のいずれも満たすことが必要です。

(ア) 妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤等を理由とした退職者について、退職前の勤務実績等を評価し、処遇の決定に反映させることを明記した再雇用制度を導入

(イ) 上記制度に基づき、離職後1年以上経過している対象労働者を再雇用し、無期雇用者として6ヶ月以上継続雇用し、支給申請日においても雇用

	中小企業	中小企業以外
再雇用1人目	38万円	28.5万円
再雇用2～5人目	28.5万円	19万円

※上記の額を、継続雇用6か月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給

#### <お問合せ先>

福岡労働局雇用環境・均等部  
企画課  
TEL 092-411-4717  
FAX 092-411-4895  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)

#### (5) 女性活躍加速化コース

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」及び「数値目標」の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定し、当該行動計画に沿って「取組目標」「数値目標」を達成した中小企業事業主に対して助成金を支給します。

〈助成対象となる目標〉

- ・女性の積極採用に関する目標
- ・女性の配置・育成・教育訓練に関する目標
- ・女性の積極登用・評価・昇進に関する目標
- ・多様なキャリアコースに関する目標

加速化 A コース	「取組目標」を2つ以上達成した場合に 38 万円を支給
加速化 N コース	「取組目標」を達成した日の翌日から3年以内に「数値目標」を達成した場合に 28.5 万円を支給 ※女性管理職比率が基準値以上に上昇した場合は 47.5 万円

※1企業各コース1回限り支給

#### <お問合せ先>

福岡労働局雇用環境・均等部  
企画課  
TEL 092-411-4717  
FAX 092-411-4895  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)

### 3 キャリアアップ助成金(正社員化コース)

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進する取組を実施した事業主に対する助成制度で、7つのコースに分けられます。このうち、「正社員化コース」は、有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用をした事業主に対して助成するものです。

① 有期労働者⇒正規労働者	1人当たり 57 万円(大企業 427,500 円)
② 有期労働者⇒無期労働者	1人当たり 28.5 万円(大企業 213,750 円)
③ 無期労働者⇒正規労働者	1人当たり 28.5 万円(大企業 213,750 円)

※正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含みます。(但し、転換、又は直接雇用日において、多様な正社員を除く、正規雇用労働者を雇用していることが必須となります。)

※派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、①③:1人当たり 28.5 万円(大企業も同額)加算

※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所における 35 歳未満の対象労働者を転換等した場合、①:1人当たり 95,000 円(大企業も同額)、②③:47,500 円(大企業も同額)加算

※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、①③:1事業所当たり 95,000 円(大企業 71,250 円)加算

※生産性の向上が認められる場合は、割増されます。

#### <お問合せ先>

福岡労働局 職業対策課  
(福岡助成金センター)  
TEL:092-411-4701  
FAX:092-411-4703  
[https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/kakushu\\_joseikin/tetsuzuki/joseikin/careerup.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin/tetsuzuki/joseikin/careerup.html)



#### 4 人材開発支援助成金（旧：キャリア形成促進助成金）

#### <お問合せ先>

福岡労働局 職業対策課  
 (福岡助成金センター)  
 TEL:092-411-4701  
 FAX:092-411-4703  
[https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/kakushu\\_joseikin/tetsuzuki/\\_86942.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin/tetsuzuki/_86942.html)

#### 【特定訓練コース】

OJTとOff-JTを組み合わせた訓練、若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資する訓練、など訓練効果が高い10時間以上の訓練について助成。

#### 【一般訓練コース】

職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練に対して助成。(平成31年度(令和元年度)から、中小企業以外の事業主も対象)

		Off-JT 賃金助成 (1人1時間当たり)		Off-JT 経費助成		OJT 実施助成 (1人1時間当たり)	
			生産性要件 該当 ※1		生産性要件 該当 ※1		生産性要件 該当 ※1
特定 訓練コース	中小企業	760円	200円	45%	15%	665円	175円
	中小企業以外	380円	100円	30%	15%	380円	100円
	事業主団体	—	—	45%	—	—	—
一般 訓練コース	中小企業 中小企業以外	380円	100円	30%	15%	—	—
	事業主団体	—	—	30%	—	—	—

※1 訓練開始日が属する会計年度の前年度と比較して、その3年後の生産性が6%以上伸び、割増部分について再度支給申請を行った場合の追加支給額。

#### 【教育訓練休暇付与コース】

##### ① 教育訓練休暇制度

有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成。(平成31年度(令和元年度)から、中小企業以外の事業主も対象)

	制度導入助成	
	通常の場合	生産性要件該当 ※2
中小企業 中小企業以外	30万円	36万円

※2 支給申請を行う直近の年度における生産性が、その3年度前と比較して、6%以上伸びている場合又は1%以上伸びていて金融機関から一定の事業性評価を受けている場合の支給額。

##### ② 長期教育訓練休暇制度(平成31年度(令和元年度)新設)

有給又は無給の長期の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成。

	制度導入助成		賃金助成(有給の場合)	
	通常の場合	生産性要件該当 ※3	通常の場合	生産性要件該当 ※3
中小企業 中小企業以外	20万円	4万円	1日あたり 6,000円	1日あたり 1,200円

※3 当該制度を導入後最初に適用された者の休暇取得開始日が属する会計年度の前年度と比較して、その3年後の生産性が6%以上伸び、割増部分について再度支給申請を行った場合の追加支給額。



**【特別育成訓練コース】**

有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成

・Off-JT 賃金助成(1時間あたり)

	通常の場合	生産性要件該当※1
中小企業	760 円	960 円
中小企業以外	475 円	600 円

・Off-JT 訓練経費助成

訓練時間数に応じて1人あたり次の額を限度

(一般職業訓練、有期実習型訓練共通)

	中小企業	中小企業以外
20 時間以上 100 時間未満	10 万円	7 万円
100 時間以上 200 時間未満	20 万円	15 万円
200 時間以上	30 万円	20 万円

・OJT 訓練実施助成(1時間あたり)

	通常の場合	生産性要件該当※1
中小企業	760 円	960 円
中小企業以外	665 円	840 円

(※1) 訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみ)に支給

**5 時間外労働等改善助成金**

労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む中小事業主に対する助成金です。

**【支給対象となる事業主】**

労働者災害補償保険の適用事業主であり、各コースの対象事業主の要件を満たす中小企業事業主

<中小企業事業主の範囲>

A または B の要件を満たす企業

業 種	A: 資本または出資額	B: 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

**【支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施すること～】**

- 1 労務管理担当者に対する研修
- 2 労働者に対する研修、周知・啓発
- 3 外部専門家(社会保険労務士、中小企業診断士など)によるコンサルティング
- 4 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 5 人材確保に向けた取組
- 6 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
- 7 労務管理用機器の導入・更新
- 8 デジタル式運行記録計(デジタコ)の導入・更新
- 9 テレワーク用通信機器の導入・更新
- 10 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

※研修には、業務研修も含まれます。

※原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

各コースの詳細は以下のとおりです。

**<お問合せ先>**

福岡労働局雇用環境・均等部  
企画課

TEL 092 -411-4717

FAX 092-411-4895

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html)

### (1) 職場意識改善コース

生産性の向上などを図ることにより、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主に対して、取組に要した費用の一部を助成します。成果目標の達成状況により支給額が変わります。

#### 【対象事業主】

- ① 交付決定日より前の時点で、全ての事業場の就業規則等に、交付要綱別紙で規定する、病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇(以下、「特別休暇」)のいずれかが明文化されていないこと
- ② 前年における、労働者の月間平均所定外労働時間数が 10 時間以上であること

#### 【事業実施期間】

交付決定後から令和2年2月3日までに、提出した計画に沿って実施

#### 【成果目標】

##### ①年次有給休暇の取得促進

交付要綱別紙で規定する、特別休暇のいずれか 1 つ以上を全ての事業場に新たに導入

##### ②所定労働時間の短縮

労働者の月間平均所定外労働時間数を 5 時間以上削減

#### 【支給額】 以下のどちらか低い方の額

(1) 対象経費の合計額 × 補助率(※)

(2) 1 企業あたりの上限額

※常時使用する労働者数が 30 名以下かつ、支給対象の取組で 6 から 10 を実施する場合で、その所要額が 30 万円を超える場合の補助率は 4/5

成果目標の達成状況	補助率	1 企業あたりの上限額
両方とも達成	3/4	100 万円
成果目標①を達成し、成果目標②が未達成	1/2	50 万円

申請締切り: 令和元年9月30日(月)まで

#### <お問合せ先>

福岡労働局雇用環境・均等部  
企画課

TEL 092 -411-4717

FAX 092-411-4895

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html)

### (2) 時間外労働上限設定コース

時間外労働の上限設定、総労働時間の削減に取り組む中小企業事業主に対して、取組に要した費用の一部を助成します。成果目標の達成状況により支給額が変わります。

#### 【対象事業主】

平成 29 年度又は平成 30 年度において「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定を締結している事業場を有する中小企業事業主で、当該時間外労働及び休日労働を複数月行った労働者(単月に複数名行った場合も可)がいること。

#### 【事業実施期間】

交付決定後から令和2年2月22日までに、提出した計画に沿って実施

#### 【成果目標】

事業主が事業実施計画において指定した全ての事業場において、平成 31 年度又は平成 32 年度に有効な 36 協定の延長する労働時間数を短縮して、以下のいずれかの上限設定を行い、労働基準監督署へ届出を行うこと。

#### <お問合せ先>

福岡労働局雇用環境・均等部  
企画課

TEL 092 -411-4717

FAX 092-411-4895

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html)

- 時間外労働時間数で月 45 時間以下かつ、年間 360 時間以下に設定
  - 時間外労働時間数で月 45 時間を超え月 60 時間以下かつ、年間 720 時間以下に設定
  - 時間外労働時間数で月 60 時間を超え、時間外労働時間数及び法定休日における労働時間数の合計で月 80 時間以下かつ、時間外労働時間数で年間 720 時間以下に設定
- ※上記の成果目標に加えて、週休2日制の導入に向けて、4週当たり5日から8日以上範囲内で休日を増加させることを成果目標に加えることができる

**【支給額】** 以下のどちらか低い方の額

- (1) 1企業当たりの上限 200 万円
- (2) 上限設定の上限額及び休日加算額の合計額
- (3) 対象経費の合計額 × 補助率 3/4

※(3)常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で6から10を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

※(2)の上限額

上限設定の上限額

事業実施後に設定する時間外労働時間数等	事業実施前の時間外労働時間数等		
	ア 時間外労働時間数等が月 80 時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場	イ 時間外労働時間数で月 60 時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場 (アに該当する場合を除く)	ウ 時間外労働時間数で月 45 時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場 (ア、イに該当する場合を除く)
成果目標1	150 万円	100 万円	50 万円
成果目標2	100 万円	50 万円	-
成果目標3	50 万円	-	-

休日加算額

事業実施後	事業実施前			
	4週当たり4日	4週当たり5日	4週当たり6日	4週当たり7日
4週当たり8日	100 万円	75 万円	50 万円	25 万円
4週当たり7日	75 万円	50 万円	25 万円	-
4週当たり6日	50 万円	25 万円	-	-
4週当たり5日	25 万円	-	-	-

申請締切り: 令和元年11月29日(金)まで

**(3) 勤務間インターバル導入コース**

働く方の健康確保とワーク・ライフ・バランス実現のため、勤務間インターバルを導入等した中小企業事業主に対して、導入等に要した費用の一部を助成(成果目標を達成した場合に支給)します。平成31年4月から、制度の導入が努力義務となりました。

**【対象事業主】** 以下のいずれかに該当

- ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
- ② 既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
- ③ 既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

**【事業実施期間】**

交付決定後から令和2年1月15日までに、提出した計画に沿って実施

**<お問合せ先>**

福岡労働局雇用環境・均等部  
企画課  
TEL 092-411-4717  
FAX 092-411-4895  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html>

**【成果目標】**

◆ 対象事業主が①に該当する場合

新規導入

新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入する

◆ 対象事業主が②に該当する場合

適用範囲の拡大

対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とする

◆ 対象事業主が③に該当する場合

時間延長

所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休憩時間数を2時間以上延長して、9時間以上とする

**【支給額】**

対象経費の合計額に補助率 3/4(※)を乗じた額を助成します(ただし次の表の上限額を超える場合は、上限額とします)。

※ 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で6から10を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります。

休憩時間数(※)	「新規導入」に該当する取組がある場合	適用範囲の拡大・時間延長のみの場合
9時間以上 11時間未満	80万円	40万円
11時間以上	100万円	50万円

※ 事業実施計画において指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間のうち、最も短いもの

申請締切り:令和元年11月15日(金)まで

**(4) テレワークコース**

労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成します。

**【対象事業主】**

○ 新規で導入する中小企業事業主であること

※ 試行的に導入している事業主も対象

○ 継続して活用する中小企業事業主であること

※ 過去に本助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に増加してテレワークに取り組む場合に、2回まで受給が可能

**【対象となる取組】** いずれか1つ以上を実施すること

○ テレワーク用通信機器の導入・運用(※)

○ 保守サポートの導入

○ クラウドサービスの導入

○ 就業規則・労使協定等の作成・変更

○ 労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発

○ 外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング

※ パソコン、タブレット、スマートフォンは支給対象となりません。

**<お問合せ先>**

テレワーク相談センター  
(厚生労働省委託事業)

TEL 0120-91-6479

(フリーダイヤル)

(または 03-5577-4572)

FAX 03-5577-4582

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html)

**【成果目標】**

- 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる。
- 評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする。
- 年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加させる。又は、所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる。

**【事業実施期間】**

事業実施承認の日から令和2年2月15日までで、1か月から6か月の間で設定

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の 合計額 × 補助率 (上限額を超える場合は上限額 (※))
※契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約 などで「評価期間」を超える契約の場合は、「評価期間」に係る経費のみが対象	(※)「1人当たりの上限額」× 対象労働者数または「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	20万円	10万円
1企業当たりの上限額	150万円	100万円

申請締切り: 令和元年12月2日(月)まで

**6 人材確保等支援助成金(働き方改革支援コース)**

働き方改革に取り組む上で、人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助成します。

※働き方改革に取り組む中小企業とは、時間外労働等改善助成金(時間外労働上限設定コース、勤務間インターバル導入コース、職場意識改善コース)の支給を受けた中小企業のことです。

**【対象事業主】**

時間外労働等改善助成金の支給を受けた中小企業事業主

**【支給要件】**

(1) 計画達成助成

- ① 雇用管理改善計画(1年間)を作成し、都道府県労働局の認定を受ける
- ② 認定された雇用管理改善計画に基づき、新たに対象労働者を雇い入れ、雇用管理改善を実施する

(2) 目標達成助成

- ① 計画開始日の前日と計画開始日から起算して3年を経過する日の翌日の雇用保険被保険者数を比較した場合に人員増となっている
- ② 「生産性要件」を達成していること(対象労働者を最初に雇い入れた日の属する会計年度の前年度とその3年後の生産性を比較して、生産性の伸びが6%以上であること)。

**<お問合せ先>**

福岡労働局 職業対策課  
 (福岡助成金センター)  
 TEL:092-411-4701  
 FAX:092-411-4703  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001993\\_13\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001993_13_00001.html)

<p><b>【支給額】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>計画達成助成</td> <td>新たに雇い入れた労働者 1 人あたり 60 万円 (短時間労働者の場合 40 万円)</td> </tr> <tr> <td>目標達成助成</td> <td>労働者 1 人あたり 15 万円 (短時間労働者の場合 10 万円)</td> </tr> </table> <p>※計画達成助成 労働者の上限は 10 名 ただし、下記(ア)又は(イ)のいずれか少ない人数を支給の算定人数の上限とする (ア)雇用管理改善計画に基づいて、計画開始日から 6 ヶ月が経過する日までに雇い入れ、当該雇い入れ日から 1 年経過し、申請期間の初日に在籍している対象労働者数 (イ)計画開始日の前日と計画期間の末日の翌日の雇用保険被保険者数を比較し、人数増分となる雇用保険被保険者数</p> <p>※目標達成助成 下記(ア)又は(イ)のいずれか少ない人数を支給の算定人数の上限とする (ア)計画開始日の前日と計画開始日から起算して 3 年が経過する日の翌日の雇用保険被保険者数を比較し、人数増分となる雇用保険被保険者数 (イ)計画達成助成時の支給の算定人数</p>		計画達成助成	新たに雇い入れた労働者 1 人あたり 60 万円 (短時間労働者の場合 40 万円)	目標達成助成	労働者 1 人あたり 15 万円 (短時間労働者の場合 10 万円)			
計画達成助成	新たに雇い入れた労働者 1 人あたり 60 万円 (短時間労働者の場合 40 万円)							
目標達成助成	労働者 1 人あたり 15 万円 (短時間労働者の場合 10 万円)							
<p><b>7 ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援助成金</b></p> <p>ものづくり分野での女性の人材確保や定着を支援するため、市内の中小製造業者・建設業者が、女性専用設備(トイレ、更衣室、休憩室等)の設置など、女性が働きやすい職場環境の改善に取り組む際に、必要な経費の一部を助成します。令和元年7月1日(月)より、新たに女性に加え高齢者を対象とした、作業をアシストする機器(クレーン・バランスーなど)の設置や購入を、補助対象に追加しました。</p> <p><b>【募集期間】</b> 令和元年4月17日(水)から予算終了もしくは令和2年1月31日(金)まで</p> <table border="1"> <tr> <td>対象事業</td> <td>①女性専用設備の設置(新設、改修) ②女性専用設備の設置に伴う備品の購入 ③女性や高齢者の作業をアシストする機器の設置や購入</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>①設置・改修工事費(最小限必要と認められる付帯工事費を含む)、 設計監理費 ②備品購入費 ※対象経費に係る消費税・振込手数料は除く</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>対象経費の2分の1以内、上限 50 万円(千円未満の端数切捨て)</td> </tr> </table> <p>※助成金の交付は、同一年度内及び同一設備において1事業者につき1回まで。 年度及び対象設備が変われば、1事業者につき前回の交付を含め2回を限度。</p>		対象事業	①女性専用設備の設置(新設、改修) ②女性専用設備の設置に伴う備品の購入 ③女性や高齢者の作業をアシストする機器の設置や購入	対象経費	①設置・改修工事費(最小限必要と認められる付帯工事費を含む)、 設計監理費 ②備品購入費 ※対象経費に係る消費税・振込手数料は除く	助成額	対象経費の2分の1以内、上限 50 万円(千円未満の端数切捨て)	<p><b>&lt;お問合せ先&gt;</b> 北九州市 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434 <a href="http://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700001.html">http://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700001.html</a></p>
対象事業	①女性専用設備の設置(新設、改修) ②女性専用設備の設置に伴う備品の購入 ③女性や高齢者の作業をアシストする機器の設置や購入							
対象経費	①設置・改修工事費(最小限必要と認められる付帯工事費を含む)、 設計監理費 ②備品購入費 ※対象経費に係る消費税・振込手数料は除く							
助成額	対象経費の2分の1以内、上限 50 万円(千円未満の端数切捨て)							

## 4. 登録・認定制度等

女性活躍、ワーク・ライフ・バランスの推進に力を入れている企業を登録・表彰する制度です。登録・表彰された企業はWeb・冊子等で紹介され、企業のイメージアップにつながります。

<p><b>1 「北九州イクボス同盟」への加盟</b></p> <p>「長時間労働」「社員の士気低迷・業績不振」「人材不足」等、これらの課題を解決する糸口が「働き方の改革」です。</p> <p>「働き方改革」は残業の削減だけが目的ではありません。企業にとっては企業の価値と持続性を高める「未来を先取りする取組」、個人にとっては仕事と生活の「生き方改革」であり、組織と個人の双方における「幸せのあり方」を考え、実現を目指すチャンスです。そして、この働き方改革を進めるキーパーソンが「イクボス」です。</p> <p>北九州イクボス同盟は、経営者や管理職が「イクボス」として改革を進め、市内の働く人・企業がともに成長し、このまちの活性化に多くの人々が参画することを目指して設立いたしました。加盟企業・団体とともに、改革のはじめの一步を踏み出しましょうか。</p>	<p>&lt;お問合せ先&gt;</p> <p>北九州市 女性活躍推進課 TEL 093-582-2209 FAX 093-582-2624 <a href="http://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/kitaq-ikuboss/about/">http://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/kitaq-ikuboss/about/</a></p> <p>HP「今こモイクボス」 <a href="http://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/kitaq-ikuboss/">http://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/kitaq-ikuboss/</a></p>
<p><b>2 「福岡県子育て応援宣言・介護応援宣言企業」登録制度</b></p> <p>企業・事業所のトップが従業員の仕事と子育て、あるいは介護との両立を支援する具体的な取組を自ら宣言し、それを県が登録する制度です。宣言企業になることで社員が働きやすい職場を実現するだけでなく、子育て応援宣言企業の登録マークを自社の広告や名刺、求人広告などに使用できるので、「企業のイメージアップや人材確保につながる」「優秀な人材に長く活躍してもらうきっかけになる」などの効果が期待できます。この他、子育て応援宣言企業には、企業間の優遇サービス(金利の優遇、保育料の割引等)の利用や福岡県及び北九州市の入札参加資格審査における評価点の加点、宣言企業を集めた合同会社説明会への参加など、様々なメリットがあります。</p>	<p>&lt;お問合せ先&gt;</p> <p>福岡県 新雇用開発課 TEL 092-643-3586 FAX 092-643-3619 <a href="https://k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp">https://k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp</a></p>
<p><b>3 「女性の活躍推進福岡県会議」自主宣言登録</b></p> <p>各企業・団体が女性管理職の比率・人数等の数値目標(5年以内)を定め、自主宣言登録するものです。登録企業には登録証を発行し、自主宣言内容をホームページ等で公表します。自主宣言により、女性活躍推進に向けた活動が明確になります。※女性管理職の比率・人数等の数値目標を定め、積極的に取り組んでいる企業には、福岡県及び北九州市の入札参加資格審査の加点制度があります。</p>	<p>&lt;お問合せ先&gt;</p> <p>一般財団法人 九州地域産業活性化センター TEL 092-713-6735 FAX 092-713-4292 <a href="http://www.we-project.jp/">http://www.we-project.jp/</a></p>
<p><b>4 次世代認定マーク(くるみん)・特例認定マーク(プラチナくるみん)</b></p> <p>次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、目標の達成など一定の基準を満たした企業は、申請により、厚生労働大臣の認定「くるみん認定」を受けることができます。また、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業は、「プラチナくるみん認定」を受けることができます。認定を受けた企業は認定マークを商品、広告、求人広告などに使用し、子育てサポート企業であることをPRし、企業イメージのアップや優秀な人材の確保に役立てることができます。</p>	<p>&lt;お問合せ先&gt;</p> <p>福岡労働局雇用環境・均等部 指導課 TEL 092-411-4894 FAX 092-411-4895 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisa_kunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisa_kunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/</a></p>
<p><b>5 女性活躍推進法認定マーク(えるぼし)</b></p> <p>女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、策定した旨の届出を行った企業のうち、女性活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、申請により厚生労働大臣の認定「えるぼし」を受けることができます。評価項目の満たす条件により3段階の認定があります。</p> <p>認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品や広告などに使用し、女性活躍推進企業であることをPRし、企業イメージのアップや優秀な人材の確保等に役立てることができます。</p>	<p>&lt;お問合せ先&gt;</p> <p>福岡労働局雇用環境・均等部 指導課 TEL 092-411-4894 FAX 092-411-4895 <a href="https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/nintei/">https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/nintei/</a></p>



<p><b>6 北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰</b></p> <p>女性の職業生活における活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組み、成果をあげている企業・団体(市内に本社・主事業所)、個人(市内在住)を表彰します。受賞者は、北九州市において、物品等供給契約の入札参加資格審査、建設工事の入札参加審査、公共工事の総合評価方式での入札、中小企業融資制度において優遇措置を受けられます。</p>	<p><b>&lt;お問合せ先&gt;</b>  北九州市 女性活躍推進課  TEL 093-582-2209  FAX 093-582-2624  <a href="http://wlb-kitakyushu.jp/commentation/recruitment.html">http://wlb-kitakyushu.jp/commentation/recruitment.html</a></p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 5. その他

企業向けのセミナーや取組企業間の勉強会、情報発信サイト等を紹介しています。

<p><b>1 北九州ダイバーシティネットワーク</b></p> <p>北九州市に本社や支店を持つ企業や団体の人事担当者、ダイバーシティ推進担当者のネットワークです。定例会議やメーリングリスト、イベントを通して情報収集や勉強会を行い、組織を超えてダイバーシティやワーク・ライフ・バランスを広める活動を行っています。</p>	<p><b>&lt;お問合せ先&gt;</b>  北九州市 女性活躍推進課  TEL 093-582-2209  FAX 093-582-2624  <a href="http://wlb-kitakyushu.jp/aboutwlb/company/kdn.html">http://wlb-kitakyushu.jp/aboutwlb/company/kdn.html</a></p>
<p><b>2 北九州市建設工事・物品等供給契約の入札参加資格審査等における配慮</b></p> <p>国・福岡県・北九州市のワーク・ライフ・バランス関係等の表彰の受賞や一般事業主行動計画の策定(または認定)、福岡県子育て応援宣言又は女性大活躍推進宣言の自主宣言を行い登録している地元企業へ、北九州市建設工事・物品等供給契約の入札参加資格審査等における配慮を行います。</p>	<p><b>&lt;お問合せ先&gt;</b>  北九州市 契約制度課  TEL 093-582-2545  FAX 093-582-3113  <a href="http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/touroku/touroku_top.html">http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/touroku/touroku_top.html</a></p>
<p><b>3 北九州WLB推進サイト(「キタキューかえる宣言」)</b></p> <p>北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会が運営しています。「キタキューかえる宣言」をはじめ、北九州市内の企業・事業所が、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向け、どのような取組を行い、今後どのような取組を進めていくのか等を推進サイト上で紹介しています。また、推進に関する新着情報なども随時発信しています。</p>	<p><b>&lt;お問合せ先&gt;</b>  北九州市 女性活躍推進課  TEL 093-582-2209  FAX 093-582-2624  <a href="http://wlb-kitakyushu.jp/">http://wlb-kitakyushu.jp/</a></p>
<p><b>4 iction!みらい家計シュミレーション(北九州市版)</b></p> <p>北九州市と㈱リクルートとの連携協定の一環として、スマートフォンやタブレット等でどなたでも簡単に、何度でもリアルな家計のシュミレーションができるツール「iction!みらい家計シュミレーション(北九州市版)」を開発しました。</p>	<p><b>&lt;お問合せ先&gt;</b>  北九州市 女性活躍推進課  (ウーマンワークカフェ北九州内)  TEL 093-551-0091  FAX 093-551-0093  <a href="https://kitakyushu-miraisim.iction.jp/">https://kitakyushu-miraisim.iction.jp/</a></p>

**★女性活躍推進特集ページのご案内★**

**女性活躍推進法のことや行動計画策定支援ツールなど**

女性活躍推進に関する情報が満載です。ぜひ、ご活用ください。(厚生労働省 HP)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>





©ていたん&ブラックていたん,北九州市

北九州市女性活躍推進課・ワークライフバランス推進協議会 北九州市  
<http://wlb-kitakyushu.jp>

☎お問合せ 北九州市総務局 女性活躍推進課  
TEL : 093-582-2209 FAX : 093-582-2624